

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 31 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴う
「関係学会等が作成するガイドライン」の遵守について

「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 8 年厚生労働省令第 32 号）については、令和 8 年 3 月 24 日に公布され、令和 8 年 3 月 31 日に施行予定です。その改正の趣旨については「医療法施行規則の一部を改正する省令の公布等について」（令和 8 年 3 月 24 日付け医政発 0324 第 1 号厚生労働省医政局長通知）により、他の医療機関で調製された PET 検査薬の使用に当たり留意すべき事項等については「「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について」（令和 8 年 3 月 24 日付け医政発 0324 第 3 号厚生労働省医政局長通知）及び「医療機関において調剤される PET 検査薬等の取扱いについて」の一部改正について」（令和 8 年 3 月 31 日付け医政地発 0331 第 2 号・原規放発第 26033129 号厚生労働省医政局地域医療計画課長・原子力規制庁長官官房安全規制管理官（放射線規制担当）連名通知。以下「連名通知」という。）により、周知しているところです。

今般、連名通知において追って周知するとしていた「関係学会等が作成するガイドライン」が別添のとおり作成されました。貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、関係団体及び管下医療機関に周知方お願いします。